

拝啓 社長殿



(厳冬の諏訪湖畔)

FPT 株式会社 FPタックス

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-56-3743 / FAX 0266-58-7843

<http://www.fp-tax.com>

info@fp-tax.com

ar

朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931

<http://www.asakura-office.net>

info@asakura-office.net

<p>今回のテーマ</p>	<p>税制改正情報 第12号 税源移譲に関する個人住民税の留意点</p>	<p>大久保 久美子</p>
---------------	--	----------------

平成18年度税制改正において、個人住民税については平成19年度分から、所得税については平成19年分から税率等が改正されることとされました。個人住民税と所得税とを合わせた税負担は、基本的には変わらないとされていますが、個人住民税と所得税とでは、税額の変わる時期が異なることや、税額の変動に伴う措置が講じられていることなどから、留意すべき点があると考えられます。今回は、こうした点についてみていきましょう。

1. 調整控除の創設

今回の改正により、個人住民税と所得税の税率が改正されましたが、これらの税率を合わせた税率は、基本的には変わりません。しかし、個人住民税と所得税とでは、人的控除の額（基礎控除等）に差があることから税負担が増加するケースが生じてきます。個人住民税の人的控除の額は、所得税のそれよりも低く設定されています。このため、所得税よりも個人住民税の方が、課税の対象となる金額が多くなり、この多くなった部分の税率が5%から10%に引き上げられることとなるため、税負担が増してしまいます。

この、個人住民税と所得税の人的控除の額の差に基づく税負担の増加を調整するために、次の額を個人住民税の所得割額から控除することとしています。

(イ) 個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の者

下記①と②のいずれか小さい額の5%

①人的控除額の差の合計額

②個人住民税の合計課税所得金額

(ロ) 個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の者

{人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の合計課税所得金額 - 200万円)} × 5%

ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

この調整控除は、平成19年度分の個人住民税（平成19年6月徴収分）から適用されており、市町村における個人住民税の賦課決定の過程で、調整控除額が算出され、自動的に適用されているため、納税者が申告する必要はありません。

2. 平成19年の所得変動に対する経過措置

平成18年中の所得があり、平成19年度分の個人住民税は課税されたが、平成19年中の所得はなく、平成19年分の所得税が課税されない場合、平成18年中の所得に課税された平成19年度分の個人住民税の増額を、平成19年分の所得税の減額で調整することができなくなってしまいます。

このため、次の2つの条件に該当する場合、平成19年度分の個人住民税の税額を、改正後の税率(10%)による税額から改正前の税率(5%、10%、13%)による税額まで減額する経過措置が設けられました。

(イ) 平成19年度個人住民税の課税所得金額

> 個人住民税と所得税の人的控除の差額の合計額

(ロ) 平成20年度個人住民税の課税所得金額

≦ 個人住民税と所得税の人的控除の差額の合計額

この措置の適用を受けようとする方は、平成20年7月1日から平成20年7月31日までに、平成19年1月1日現在の住所地の市町村に申告する必要があります。申告に基づき、平成19年度分の個人住民税が、実際に減額されるのか、されないのかについての結果は、市町村から申告した方へ通知されることになっています。

今回のテーマ	相続にまつわるQ&A集シリーズ ④	税理士 朝倉 令子
--------	-------------------	-----------

Q5 各種控除について教えてください

A5 配偶者の税額軽減以外には、次のような控除があります。

①贈与税額控除	死亡前3年以内に贈与を受けたり、相続時精算課税制度を利用して贈与を受けた場合には、すでに支払った贈与税を控除します。
②未成年者控除	60,000円×(20歳-相続開始時の相続人の年齢)
③障害者控除	60,000円×(70歳-相続開始時の相続人の年齢) 特別障害者の場合には、 120,000円×(70歳-相続開始時の相続人の年齢)
④相次相続控除	10年以内に相次いで相続があった場合には、相続税の軽減対象となります

Q6 相続税の負担額の目安は？

A6 相続税は超過累進税率ですので、法定相続人が多いほど負担額が軽くなります。

□相続税額早見表

(単位：万円)

法定相続人 遺産総額	配偶者と子供 1人	配偶者と子供 2人	配偶者と子供 3人	子供1人	子供2人
1億円	—	—	—	600	350
2億円	500	380	325	3,900	2,500
3億円	2,707	2,147	1,867	7,900	5,800
5億円	6,900	5,850	5,275	17,300	13,800
10億	18,550	16,650	15,575	42,300	37,100
20億	43,550	40,950	38,350	92,300	87,100

(注1) 遺産総額は、基礎控除を控除する前の「課税価格の合計額」をさします。

(注2) 配偶者の税額軽減をフルに活用して、遺産を分割したものとし、未成年者控除などは無視していません。

Q 7 法定相続人と相続割合について教えてください

A 7 法定相続人と相続割合は、次のとおりです。

■ 相続人とは

被相続人と一定の関係にある人が相続人となります。

具体的には、配偶者・子・親・兄弟などが一定の関係があるということになります。

相続人となることができる人は、以下のルールに従って決められます。

- ① 被相続人の配偶者は常に相続人になります
- ② 被相続人の子が第1順位の相続人になります
- ③ 子が被相続人の相続開始以前に死亡しているとき、または欠格、廃除によって相続権を失っているときは、その子などの直系卑属（被相続人の孫、ひ孫）が相続人となります。これを代襲相続といいます。養子は養子縁組をした日から嫡出子としての身分を持ちます。
- ④ ②および③の相続人がいない場合には、被相続人の直系尊属（父母、祖父母）が相続人となります。
- ⑤ ②、③および④の相続人がいない場合には、被相続人の兄弟姉妹が相続人となります。
- ⑥ ⑤の兄弟姉妹が被相続人の相続開始以前に死亡しているとき、または相続権を失っているときは、その子（被相続人の兄弟姉妹の子）が代襲相続人となります。兄弟姉妹の孫が代襲相続人になることはありません。

次号の予告

1. 保険見直し4～保険見直しの前提となる公的保険③ 傷病手当金～
2. 税制改正情報 第13号 電子証明書等特別控除
3. 相続にまつわるQ&A集シリーズ ⑤

